

福島市客引き行為防止条例 改正に関する事業者説明会

○目次

- ①なぜ今、改正が必要なのか
- ②3つの改正のポイント
- ③禁止行為の定義
- ④指導から罰則までの流れ
- ⑤「事業名公表」のリスク
- ⑥事業者ごとの説明 …別資料
- ⑦よくある質問 …別資料

客引き等に関するルールが変わります

令和8年6月1日

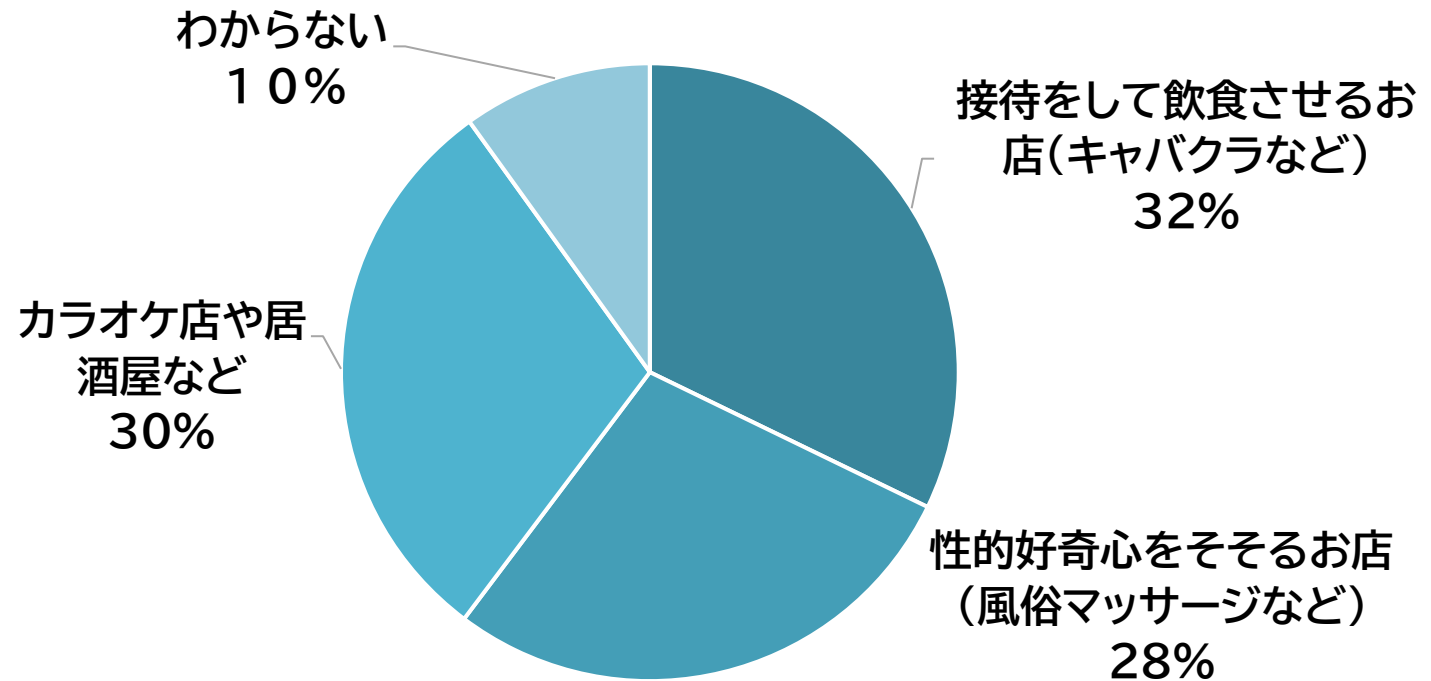
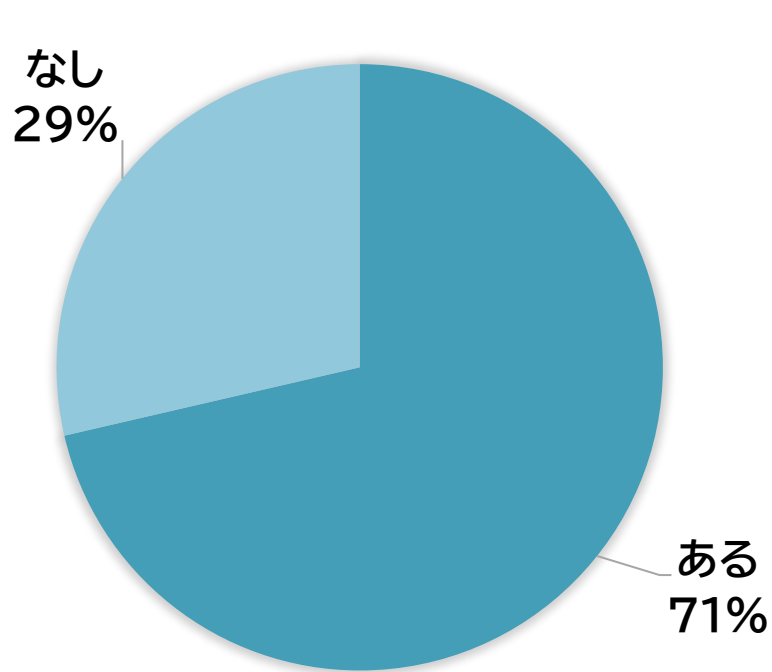
福島市客引き行為防止条例が改正されます。

これまでは規制の対象外であった
居酒屋やカラオケ店なども対象となります。

なぜ今、改正が必要なのか

客引きに声をかけられたことがあるか？

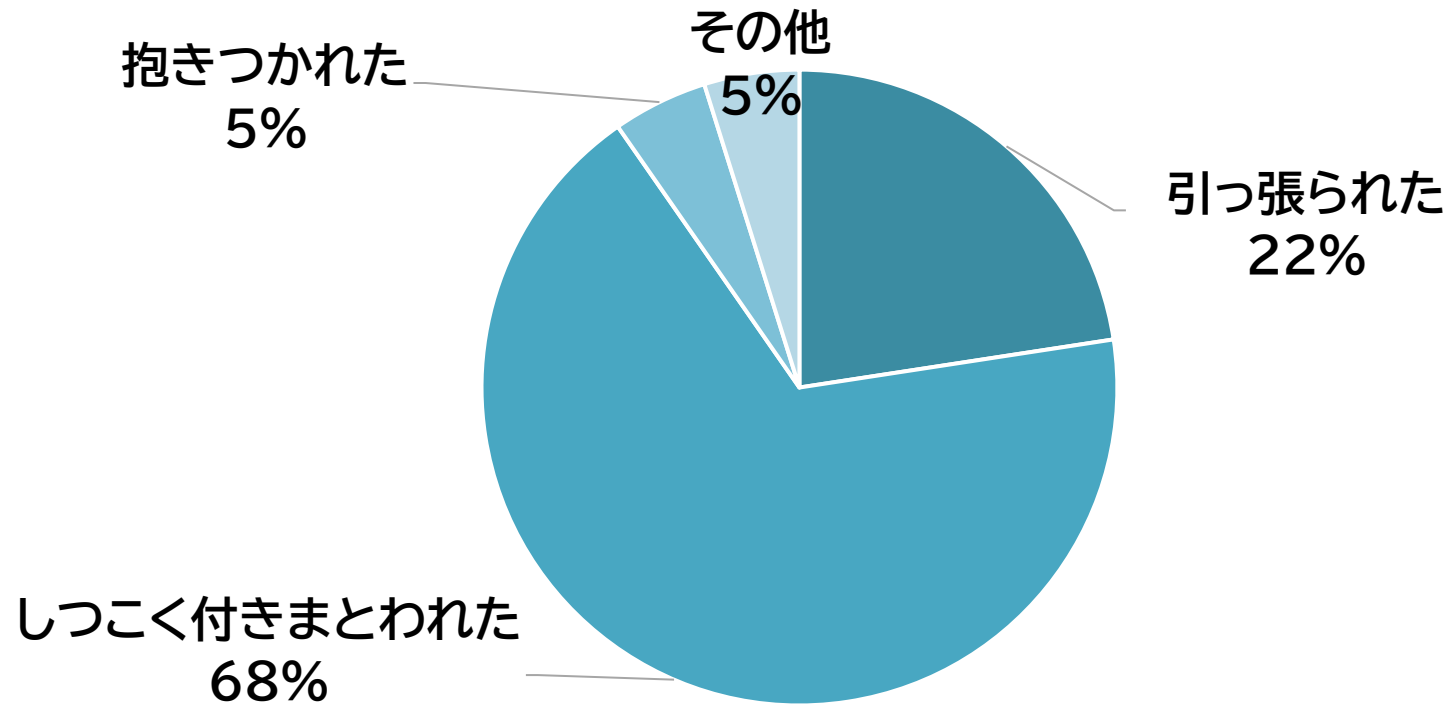
どのようなお店に声をかけられたか？



令和7年5月1日～16日 回答者数290人

なぜ今、改正が必要なのか

声を掛けられた時、身体的接触はあったか？



令和7年5月1日～16日 回答者数290人

3つの改正ポイント

- 01 規制対象を全業種へ拡大
- 02 行政指導の導入
- 03 過料の適用

禁止行為の定義

❖客引き



相手を特定して、客や利用者となるように誘うこと

❖誘引



通行人など不特定の人に呼びかけたり、ビラなどを配ったりし、客や利用者となるように誘うこと

❖客待ち



客引きや誘引を目的に相手を待つこと

指導から罰則までの流れ（行政罰）

❖指導



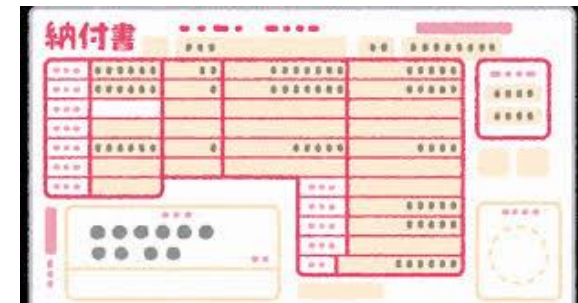
口頭による指導

❖勧告



書類による勧告

❖過料・公表



5万円以下の過料、市HPでの公表



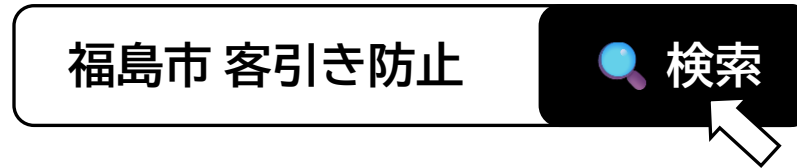
「事業者名公表」のリスク

- 01 悪影響を与える情報の拡散
 - ※ SNS等による拡散

- 02 営業活動への影響
 - ※ 信用失墜のほか融資、求人等への悪影響

事業者のみなさんへ

改正条例の詳細は福島市ホームページをご覧ください。



担当部署：福島市 市民・文化スポーツ部 生活課

電話番号：024-525-3787